

奈良県内社会福祉施設における介護等体験実施要領

社会福祉法人 奈良県社会福祉協議会

1 趣旨

小・中学校の教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深め、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期することを目的として、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（以下「介護等体験特例法」という。）」が制定され、普通免許状の授与の条件として社会福祉施設その他の施設及び特別支援学校において7日間の介護等の体験を行うことが、平成10年4月以降の大学入学者から義務づけられた。このことに伴い、この要領は必要な項目を定め、奈良県内社会福祉施設（以下「受入施設」という。）における介護等体験の円滑かつ適正な運営を図ることを目的とする。

2 対象者

- (1) 原則として、奈良県内にある大学及び短期大学（以下「大学等」という。）の平成10年4月以降の入学者及び科目等履修生で、介護等体験特例法の適用を受け、小学校及び中学校の普通免許状取得希望者
- (2) 本県在住かつ他府県に所在する大学・教員養成機関等に在籍する学生等で、本県での介護等体験を希望する者のうち、特別な理由があると奈良県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が認めた者

3 実施時期及び実施期間

各年度の6月の最終週～9月の最終週とする。また実施期間は原則5日間(連続)とする。

4 介護等体験の内容

受入施設は、施設運営及び各種サービス事業に支障をきたさない範囲で、主に次のような体験をさせることとする。

- (1) 利用者介護(助)の補助
- (2) 利用者との交流
- (3) 掃除、洗濯等、施設職員に必要とされる業務の補助等

5 申込手続き等

申込手続き等については、次のとおりとする。なお、学生本人が直接社会福祉施設に「介護等体験」の受入を申し込むことや、受入施設の変更を行うことはできない。

【大学等】

- ① 介護等体験を希望する者を、「介護等体験希望者名簿（様式1）」により取りまとめ、県社協へ申し込むこと。
- ② 県社協からの体験割当指定施設リストをもとに学生をそれぞれの受入施設へ割り振り、「体験者名簿（様式2）」を作成し県社協及び受入施設へ提出すること。
- ③ 「個人申込書（様式3）」及び健康診断書を、受入施設へ提出すること。
- ④ 「介護等体験証明書（様式4）」の様式を作成し、介護等体験実施時に体験学生に携行させること。
- ⑤ 大学等の長は、受入承認を受けた後に体験希望者が体験を辞退又は欠席する場合、「辞退届（様式5-2）」又は「欠席届（様式6-2）」を作成し、受入施設と県社協に届けること。

【受入施設】

- ① 介護等体験実施前年度に、受入可能な人数を県社協へ報告すること。
- ② 介護等体験終了後、施設長は介護等体験を終了した者について「介護等体験証明書（様式4）」により証明すること。なお、「体験施設毎」に1つの欄を使用して記入すること。

- ③ 「体験概要」の欄には、「高齢者介護補助等、知的障害者の介護補助等、児童の生活補助等（～との交流）」等と記入すること。
- ④ 大学等から提出された体験者名簿を5年間保管すること。当体験において取得した個人情報については、取り扱い・保管に十分配慮し、無断で第三者に提供しないこと。

【県社協】

- ① 県社協は介護等体験実施前年度に、体験受入施設に対し受入可能人数の調査をすること。
- ② 大学等から提供された「介護等体験希望者名簿（様式1）」により受付すること。
- ③ ①に定める報告や前年度の実施状況に基づき、県社協は体験受入施設と調整を図り、人数等を大学等に報告すること。
- ④ 大学等から報告された受入施設の調整結果を基に、体験受入施設へ決定を通知すること。

6 事前指導

大学等は介護等体験生に対して次に掲げることを指導すること。

- (1) 法を遵守すること。又、介護等体験により知り得た施設利用者等の個人情報を他に漏らさないこと。
- (2) 小学校・中学校教諭免許状取得に対する堅固な意思を保持すること。
- (3) 事前学習を十分に行い、体験受入施設の指導に従い事故等がないように注意すること。
- (4) 必ず保険（損害賠償が含まれるもの）に加入すること。
- (5) 必ず健康診断を受け、診断書を提出すること。なお、診断書は、通常大学等で行われているものの写しで差し支えない。
- (6) 介護等体験実施にあたり体調が万全でない場合は、施設利用者等への感染のおそれがあることから体験実施を延期し、振替日程については大学等を通じて体験受入施設に連絡・調整すること。

7 合同オリエンテーション

- ① 介護等体験の参加学生は、県社協が実施する合同オリエンテーション（事前学習）を必ず受講しなければならない。なお、合同オリエンテーションは、介護等体験の「直前受講」を必須とし、次年度に持ち越すことはできない。
- ② 介護等体験の参加学生は、合同オリエンテーション参加証明書を体験受入施設に提出すること。

8 事故発生時の対応等

体験受入施設の施設長は、介護等体験に関わる事故が発生した場合には、直ちに必要な措置を講ずるとともに、県社協及び大学等に報告すること。

9 諸経費

- ① 介護等体験事務手数料
大学等は、「介護等体験事務手数料」として、学生一人につき1日500円（5日間：2,500円）を徴収する。
- ② 介護等体験費
大学等は、受入施設での「介護等体験費」として、学生一人につき1日1,100円（5日間：5,500円）を徴収する。
- ③ 合同オリエンテーション受講料
大学等は、「合同オリエンテーション受講料」として、学生一人につき3,000円を徴収する。
- ④ 大学等は、「介護等体験事務手数料」、「介護等体験費」、「合同オリエンテーション受講料」を体験終了後、速やかに県社協及び受入施設へ支払うものとする。なお、支払方法は、指定口座への振込とする。

附則

この要領は、令和8年1月1日から施行する。

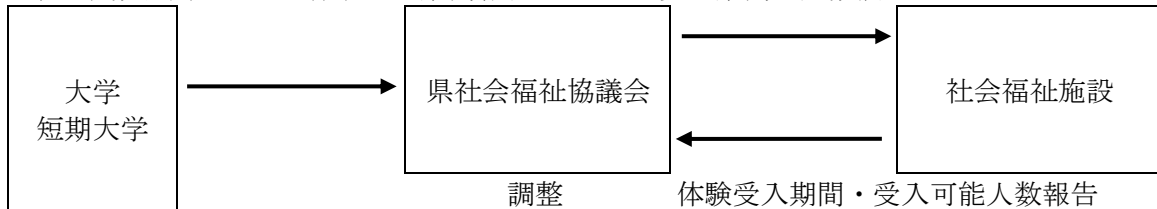
なお平成10年5月14日制定の奈良県介護等体験実施要領は廃止とする。

介護等体験の申込手続きについて

社会福祉法人 奈良県社会福祉協議会

1 介護等体験希望者報告（3月上旬）、受入可能日程・受入可能人数報告

希望者名簿又は
希望者数提出

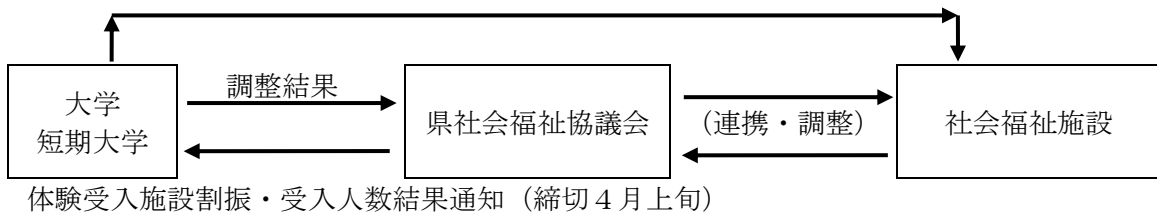


2 介護等体験受入期間・人数通知（5月中旬）

合同オリエンテーション

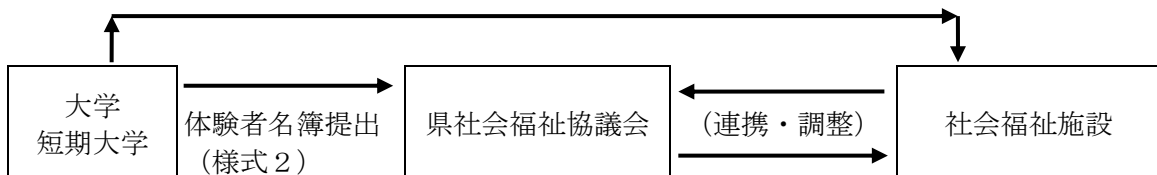
受講申込（締切：5/中旬）

受入施設・体験期間調整



3 介護等体験者名簿・個人申込書提出（締切5月下旬）

体験者名簿（様式2）、個人申込書（様式3）・健康診断書提出→詳細打合せ・体験実施



【その他】

※「体験の辞退」、「日程変更」は、施設・県社協に速やかに報告すること。

＜体験施設に連絡後、県社協に届出(様式5-2、様式6-2)＞

※感染症拡大等で体験中止等発生時は、大学等・県社協に速やかに報告すること。

＜大学等・施設間で調整後、県社協に届出(様式5-2、様式6-2)＞

※県社協が実施する合同オリエンテーションにおいて、受講申込時より人数に増減が発生した場合は、県社協に速やかに連絡すること。

※体験スケジュール等の都合により「健康診断書の提出」が遅れる場合は、受入施設へその旨連絡すること。受入施設により、健康診断書の提出前に介護等体験を行うことができない可能性があります。

※介護等体験証明書の紛失等による「再発行」はできません。